日時	平成 2 9 年	F2月10日(金) 午後2時~3時35分
場所	芦屋市役所	所北館 4 階 教育委員室
	委員長	新井野 久男
	副委員長	三井 幸裕
	委 員	曽和 義雄
	"	半田 孝代
	"	高橋 裕文
	11	北野 章
	11	今村 一美
出席者	"	谷川 久吉
	II.	瀬山 久美子
	"	牧野 君代
	IJ.	大塚 圭子
	欠席	徳永 高代
	事務局	福岡憲助教育長,川原智夏社会教育部長,大久保文昭青少年愛
		護センター所長,早戸司和愛護係主席係長,上田裕之指導主事
事務局	青少年愛護センター	
会議の公開	■公開	
傍聴者数	0 人	

1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 議事
 - ・平成28年度 芦屋市立青少年愛護センター事業報告 (4月~12月)
 - 意見交換
- (3) 閉 会
- 2 提出資料
- (1) 平成28年度 第2回芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会次第
- 3 審議経過 (概要)

開会

- (事務局) ただ今より「平成28年度第2回芦屋市青少年愛護センター運営連絡会」を開催させていただきます。最初に、新井野久男委員長から、ごあいさつをお願いいたします。
- (新井野委員長) みなさんこんにちは、本年度2回目の運営連絡会ですので、よろしく お願い致します。日頃は愛護委員会と愛護協会の皆さんには、地道な愛護活動

を通じて、色々とお世話になっている事を改めてお礼申し上げます。この後、各委員の皆さんが関係している団体からの報告を頂き、ご意見を伺う予定ですが、それぞれの持ち場で芦屋市の子どもたちの為に、ご尽力していることを含めて、ご意見をいただけると思っております。

少し話題がそれるかもしれませんが,この時期は学習指導要領の改定の時期 になっております。文部科学省の方が、この学習指導要領の改定を今進めてい ますので、少しお話をさせていただきます。平成30年度の学習指導要領の改 定実施に向けて、改正作業を進めております。学習指導要領と言うのは、教育 関係者の皆さんは、すでにご存じのように各学校で子ども達の評価を含め、教 科についての学習等の内容を定め、どのような内容を日々教えていくかという 教育計画を作るためのもので、スタンダードと言いますか、法律まではいきま せんが、そういうものになっています。今回の改定は8回目になりますが、1 0年に一度大きな改定がなされるようになっています。日本では教育基本法に 基づき、昭和22年、32年、42年、52年、62年、平成元年、10年、 20年、と改訂されました。今回の改定の目玉は大きく二つあります。その一 つが、小学校の外国語活動であり、現在は5,6年生を対象に週1時間、実施 しております。外国語について、特に英語になると思いますが、それが3年生 まで引下げられる事になります。この他に、道徳を教科にしようとしておりま す。教科として組み込まれる事になります。教育委員会の方は現場におられる ので詳しいとは思いますが、週1時間、年間35時間あります。道徳の授業に ついては担任が中心になって授業を進めることになりますけれど、なかなか現 実はその実施も難しく出来ていない事もあります。例えば、月曜日とか火曜日 の1時間目に, 道徳の授業を実施しようとするわけですが, どうしても他のこ とに活用する事になってしまい, 道徳の時間が少なくなってしまいます。 実際 には週1時間の大事な、道徳の時間がなされていない事があります。これがす べてではありませんが、実は国の教育再生会議というものがありまして、20 13年に実施されています。いじめの問題は続いておりますが,このいじめの 問題がこの会議の基盤にあり,このことを踏まえたものです。特に「人間性, 道徳性を育むように,社会性を身につけていく事を充実するために,道徳が必 要である。」と提言しております。いじめをはじめ非常に難しい社会情勢であ り、自殺者まで出るような追い詰める社会状況もある中でこのような事を含め、 もっと道徳を充実させる必要性が叫ばれて、今回の指導要領の改定の目玉にな っているみたいです。国語・社会・数学と言ったものと同じように、数値で評 価するものでは無く,また,評価自体が出来ないものではないかとも言われて おります。すべきでないとも思います。命の尊さを知り,自己肯定感を高める ことが大事であり,他者への理解や思いやり,規範的意識の醸成,と言うもの を道徳の中で中心に教えていく事が必要であるとも言われております。もうひ とつ加えて言うなれば、道徳の中でも言われていましたが、言うなれば、学校 の中だけでするものではなく、もう少しオープンにして、家庭や地域社会の中 でも様々な人を招いて,お話をして頂くような事も進めるようにした授業のか たちになっても良いのではないかと思いますが、芦屋市としても道徳について、 特色ある取り組みをなされていると思っております。各方面の方にも来て頂いていますので、ここにおられる委員さんも各学校へまた出向かれて、色々なお話をして頂く事も、芦屋市の子ども達の為になっていくのではないかと思っております。

大変長くなりましたが、有難うございます。以上です。

(事務局) ここからは、新井野委員長に進行をお願いいたします。

(新井野委員長) それでは、早速、議事に移らせてもらいます。最初に、レジュメにあります。「平成28年度 芦屋市立青少年愛護センター事業報告(4月~12月)」の説明を事務局の方からお願いしたいと思います。

………【事務局説明】………

(新井野委員長) ありがとうございました。そうしましたら、事業報告についてご質問 等ございませんか。

> それでは「平成28年度 芦屋市青少年愛護センター事業報告(4月~12月) について」質疑が特にないようでしたらこれで終わらせていただきます。

- (新井野委員長) ありがとうございました。次に(2)意見交換について,三井副委員 長よりいつものように委員の皆様の意見交換をお願いしたいと思います。それ では、お願いします。
- (三井副委員長) こども・健康部の三井でございます。いつも委員の皆様には色々なところで委員としてお世話になっています。有難うございます。こども・健康部でも色々な事業をしております。子どもの居場所について取り組んでいます。保育所・幼稚園では地域に根ざした取り組みに、特に力を入れています。近くの老人会、自治会と交流をしています。保育所では園庭開放を週に1回、体験保育を年3回程度実施しています。体験保育は保育所に入所したい方や幼稚園を希望されている方でも0、1、2歳児でご自宅で子育てをされ、一人で見られている方も来られます。核家族化が進む中で、子育てについて相談できる人が近くにいない状況がありますので、このような方も園庭開放に来て頂くのも大歓迎です。「こんなことを聞いても良いのかな」と思われる事もあるようですが、保育所に来て頂いた方にはこちらから、声を掛けて相談をしやすい環境を作っています。園庭開放では昨年よりも1、6倍の方に来て頂く事が出来ました。

これ以外に子育てセンターでも、南芦屋浜にある潮芦屋交流センターで、主任児童委員さん達が月1回「あい・あいる一む」を実施して頂いております。合わせまして南芦屋浜の街づくりのご意見を頂く中で、「防災の観点」と「子どもの居場所」についてのご意見が多くあります。私たちは子どもの居場所を担当していますので、「ルリアン」(フランス語で「絆」という意味)という

かたちで、10月から精道幼稚園や上宮川文化センターでやっているような「つどいのひろば」を週1回実施することとしました。南芦屋浜のこどもの居場所は、現在整備中の認定こども園で実施する予定でしたが、認定こども園の開園は平成30年4月となりますので、先行してオープンしました認定こども園開園時には、発展的に一体化をしていく事を考えています。同じように幼稚園等の施設を借りて、どこでもきやすく相談が出来るようにしていく事を考えています。簡単ではございますが以上です。

- (新井野委員長) ありがとうございました。それでは引き続き各委員さん方から、皆様 のご意見、情報等をお伺いしていきたいと思います。それでは、保護司会の曽 和委員からお願いします。
- (曽和委員) 保護司会の会長を仰せつかっております曽和でございます。新聞報道等によりますと法務省が最近、保護司会の審議会に対して、少年法の摘要年齢を20歳から18歳に引下げてはどうかと考えて、審議会に対して働きかけをしているとの新聞記事を読んだところであります。これは選挙権が20歳から18歳に引下げられたことを受けて、今まで少年法も20歳でしたが、青年として扱おうとして、18歳に見直しをしようとするのが意図としてあるように思います。その結果として非行、あるいは犯罪、罪を犯した人でしたら20歳未満の非行、犯罪等は、今まではすべて家庭裁判所に送られてきました。その結果、少年院送致、保護観察と言う、決定が下されることになるわけです。青年の場合は、執行猶予、あるいは強制機関で収容等の扱いがされておりました。少年の場合は、その後の立ち直りと言ったことの期待もあり、保護観察、少年院送致と言ったことになっておるように思っております。その少年、青年が我々保護司の対象になります。

芦屋では,私たち保護司もこの仕事のことを「事件数」と呼んでおりますが, 平成28年10月現在で、兵庫県全体の事件数ですが、少年と青年もすべて含 んでおりますが、その事件数は1599件で、その内、芦屋市における事件数 は13件です。少年と青年もすべて含んでおります。ちなみに隣の西宮市では 103件です。芦屋市と西宮市では人口も違いますが、人口比率ですと1:5 になります。芦屋市はこのような関係から見ますと、市長が常に申しておられ ますが「芦屋市は安全で、住みやすい」ところになります。少年事件を含む数 字ですが、兵庫県全体で956件になります。芦屋市の場合は、少年に関わる 件数が3件になります。13件の内3件が少年に係わる事件になります。ちな みに西宮市では少年に関わる事件が71件になります。芦屋市では少年に関わ る事件は、ごくごく稀な事で、一部の数字であることになります。だからと言 って芦屋市の場合は、平和で何もない町なのか、問題が無いのかと言われます と、そうではないのではなかろうかと思われます。先ほどの報告の中でもたび たびお話が出ておりましたが、青少年問題協議会などに出席させて頂きますと、 いろんな問題が出ておりましたが、子どもを取り巻く色々な問題が生じており ます。特に不登校、ひきこもりなどがありますが、我々の事件には引っかかる

事例はありませんが、その辺が私たちの心を悩ますところでもあり、悩まされる部分でもあります。本当の数字といいますか、私たちの具体的な数字として、3件しかございません。その裏にある、情報としてあることが欠けているところですが、私たち芦屋市の保護司会は25名しかおりませんが、保護司全体として共通した悩みでもあると思います。その中で保護司が一人ひとり、各学校の先生方とも関わることも難しく、中学校全体との連携と言いますか、中学校の先生方との情報の交換と言いますか、非行防止の観点としての予防が必要でそのことが無いのではないかと思っております。他市の保護司も同様ですが、芦屋市に限らず保護司の全体の年齢は高くなっております。仕事がらどうしても子どもと接するには、年齢が高く離れており、少し高くなっております。特に、学校などでの中学生の実態がよく把握出来ていないのが現状ですので、学校との連携、子どもの情報が不足しておりますので、その辺の連携が必要ではないのかと、常日頃から考えているところでございます。そんなところではないかと思います。以上です。

(新井野委員長) ありがとうございました。続きまして、次に民生児童委員の半田委員 さんにお願い致します。

(半田委員) 民生児童委員協議会の児童委員活動につきましては、先ほど三井部長のお話の中にもありましたが、「子育で広場」が市内5か所にありまして、そこのスタッフは民生委員がしております。そこで問題のあるお子様に接した時には必要に応じて看護士さん、保健師さんなどに繋げて対応しております。保健センターの協力を得て、名簿も頂いておりますが、3歳児健診を受けなかったご家庭に対して、その方を対象に3歳児健診の受診を促すようにしております。就学前健診の公的なものは3歳児健診が最後なので、民生児童委員協議会としても、3歳児の未受診の方への再受診のフォローに力を入れています。3歳児健診未受診家庭のフォロー中に子育でについて、ご苦労されているご家庭やネグレクト等を見つける場合もございます。

中学生に対しては早くから福祉を知って頂きたいという事で、トライやる・ウィークの事業所としても活動しております。28年度の参加者は兵庫県国際中等教育学校からの生徒さんを入れて、15名の方が参加してくださいました。2年前からは中学校の2年生だけを対象にするのではなく、全中学生を対象に福祉体験をしていただく事業として「夏休み福祉体験ボランティア」の事業を実施しております。28年度は17名が体験してくれました。トライやる・ウィークで福祉に関わることが出来なかった生徒さんにも、夏休み福祉体験ボランティアの事業として、体験をしてもらっています。これらの活動事業については、不登校の中学生の生徒さんも参加しております。その後、この活動を経験して学校に通学出来るようになるのかと言いますと、まだ、そこまでの成果には至るようには、なっておりません。

今,力を入れているのは子育て応援団と言う活動です。市内9か所のブロックで関係団体と協力して,パトロールや子育てに関する井戸端会議を中心に活

動をしております。楽しくおしゃべりをしながら、赤ちゃんのよだれかけ(スタイ)を作っております。4か月までの赤ちゃんに届ける活動を展開して、お母さんと親しく知り合いになり、赤ちゃんを小さい頃から知ろうとしております。

色々と地道な活動を続けていますが、私たちの活動の輪の中に入らない方や入れないでいる方も多く、まだまだ見えないところで、子育てについて孤立している方も多くおられます。健全育成にも力を入れないと、福祉の手を必要としている人に対応しているだけでは見逃すこともあります。今のような青少年の健全育成にも力を入れて、早期発見をした場合には、早期対応に繋げていくことに力を入れて対応をしております。よろしくお願い致します。

(新井野委員長) ありがとうございました。それでは続きまして, 芦屋警察署生活安全 課の高橋委員にお願いします。

(高橋委員) 最初に、昨年の芦屋市の犯罪情勢については、平成28年中の刑法犯認知件数が719件で前年同期に比べ20件増加し、率にして約3パーセント近く増加しております。兵庫県下的には減少している状況ですが、芦屋市内ではわずかながら増加したと言う状況があります。その中身を見ますと、街頭犯罪は、公共空間で発生する犯罪ですが、ほぼ横ばいなのですが、増加したものとしては車上狙いであるとか、オートバイ盗、部品ねらいといった犯罪が増加しております。逆に自転車の盗難は140件発生しておりますが、前年同期に比べ31件減ってきております。その他に増加した犯罪は詐欺事件で、振込詐欺のような特殊詐欺が増加しております。平成28年中12件発生し、前年同期で7件増加しております。インターネットを利用した偽サイトによる売りつけ詐欺が増加しています。

少年非行については、県下的には減少している状況ですが、芦屋市内はほぼ横ばい状態です。最近の逮捕、拘束事案については、公園内で高校生同士の傷害事件がありました。加害者の少年はすべて県外で、被害者の少年は芦屋市居住の高校生でしたが、公園に呼び出されて集団的に暴行を受けた事案です。こう言った隠れた犯罪もありますので、先ほどもお話がありましたが、予断の許せる状況ではありません。犯罪自体は少ないのですが、中にはこのような事件も発生しております。

それと気になる事ですが、児童虐待事案による通報件数が増えております。この原因はほとんどが夫婦ケンカによるもので、近くにいる幼い子どもに対する、心理的虐待として通報が増えてきております。相談を受ける中で、反抗期の子どもによる、親に対する暴力であるとか子育てに関する問題等も警察で取り扱う場合も多くなってきております。先ほどから皆さんの活動のお話にもありましたが、相談の受付窓口も多くあるので、その受け皿に繋げていくことが大切です。潜在的にそのような相談をしたい対象の方はおられると思います。このように相談をしたい方を、市内の関係機関にどのように繋げていくか、援助していく事が出来るのか、このような事が課題になるように思います。

- (新井野委員長) ありがとうございました。本当にご苦労さまでした。お疲れ様でした。 次に教育委員会より北野委員にお願いします。
- (北野委員) 今, 気になっていることが生徒指導のことで, 特に, いじめの問題が全国的にも話題になっています。いじめは, いつでも, どこでも, 誰にでも起こることなので, 常に取り組んでおりますが, それをゼロにすることは非常に難しく現実的に無くならないのが, 実態ではないかと思っております。防止に関しては芦屋市全体で「いじめ防止連絡協議会」を開いて取り組んでおり, そこではいじめ防止の標語を作り, 取り組んでおります。また「いじめ防止対策審議会」も開き, 個別のいろんなケースについて専門家から意見を頂きながら, 取り組みも続けているところです。

実際に市内の学校でどのくらいのいじめの認知があるのかと言いますと、お よそですが平成26年度、平成27年度では、小中学校で計約60件が学校か ら報告されています。平成28年では、年度途中の段階ではありますが、昨年 の約4倍の件数が現在報告されています。約4倍と聞くと、学校ではいじめが 蔓延しているように, 数だけ見るとそのように見えますが, 実は国の方からは, いじめについては積極的に軽微なものも見つけて、数値として挙げていきなさ いと言う旨の通知が昨年3月に出ていることが関係しています。その通知が出 た背景を申し上げますと、いじめの定義は、文部科学省が出しておりますので 全国共通なのですが、例えば、都道府県ごとに1000人あたりのいじめの発 生件数を比較すると、平成26年度は全国で京都府が一番多く1000人あた り85件に対し、一番少ないのは佐賀県で1000人あたり2.8件と、都道 府県によって大きな差が生じています。その数だけで単純に比較すると京都府 が一番いじめが多く、佐賀県は一番少ないということになりますが、それは少 し違うのかもしれませんね。いじめについて、数が出てきてないところについ ては,本当にいじめが見えているのかと言うことにもなります。国も少ないと ころについては,指導を厳しく行っており,ゼロ件で報告を挙げると,本当に ゼロなのかと返される実態があります。一部、全国でも平成27年度の数値に ついても見直しをしているところもあります。芦屋市も平成28年については 軽微なものも一つ一つ取り上げ報告したことで、結果として4倍になっている という状況です。

国としてもいじめ対策を強化しているにも関わらず、新聞紙上にも出ておりますが、震災を経験した子どもたちが、いじめにあっている報道もあります。実際にいじめが原因ではないかと言う事で、子どもが命を落としていることもあり、第三者委員会が設置されたケースもあります。依然としてこうした事案が起きているので、もっと積極的にいじめを見つけていく事が必要であると言うことから、国は強化の姿勢を変えていないということです。国は単にいじめの数が増加していることだけをとらえてどうのこうのと言うことはなく、いじめの件数が沢山挙がっているところは、沢山見つけているのだと言いきってい

ます。このことから本市でも,個別で調査した結果を丁寧に見ていくことが大 事ではないかなと思っています。皆さんも単にいじめの件数が増加したことだ けをとらえて、学校がどうなっているのか、という見方をされると、それは少 し違いますので、お知りおき頂きたいなと思っております。また、いじめは学 校で起きていることですから、学校が主体的に取り組み、その解決の責任を負 わなければならないところがあります。しかしながら子どもの不登校も含めて の問題は、そのきっかけは学校にあるかもしれませんが、それ以外にも様々な 要因が考えられます。家庭にも色んな問題があるところもありますが,問題が 起こった時に家庭での問題に振ることが難しく、すべて学校が起こったことの 責任を負っていかないといけない実態があります。本当は家庭でもその問題に ついて、一緒に考えて頂くことが大事で、何かことが起こる前に学校と保護者 とが何でも話せる人間関係を作っておくことが必要です。また、何かことが起 った時も、学校よりも専門家から伝えて頂くと非常に説得力があります。県の スーパーバイザーであるとか、今年から学校に設置しております。スクールソ シャールワーカーの方が専門的な見知で、保護者の方にお話をされると説得力 が増します。こうした専門家の力も積極的に活用していきたいと思っておりま す。以上です。

- (新井野委員長) ありがとうございました。お聞きしてよろしいでしょうか。平成28 年度のいじめに関する調査は、文部科学省からまだ出ておりませんね、これは 芦屋市だけの件数でしょうか。
- (北野委員) 文部科学省からはまだ出ておりません。芦屋市の毎月の件数を集計したもので、平成28年度の途中集計での段階で、前年度の約4倍になると言うことです。これは市町単位の件数になります。神戸も平成27年度の報告を見直して11倍になっているとの新聞報道がありました。
- (新井野委員長) そう言えば新聞に出ておりましたね。神戸でもいじめが報道され平成 27年度の報告を見直して、11倍になっているとの新聞報道がありましたね。 今先ほどの説明にもありましたが、数字と言う事に惑わされることなく、調 査をしっかりして、学校現場並びに教育委員会での実態把握が出来ていると言 う事がありますので、部長の言われているとおりだと思っております。 ありがとうございました。

それでは引き続きまして,幼稚園の瀬山委員にお願いします。

- (瀬山委員) いつも幼稚園の子ども達がお世話になり「ありがとうございます」。 幼稚園も先ほど保育所のお話にありましたように「園庭開放、みんなで遊ぼう会」をしております。幼稚園の子どもたちと近隣の子どもたちが一緒に遊ぶ機会をつくり、安全な遊び場を提供することで出来る限り頑張っております。また、幼稚園の保護者には青少年愛護センターであるとか、愛護委員さんの皆

さんが、地域で子どもたちを見守ってくださる活動をしている事を、保護者の 方に知らせていく事が一番大きな仕事かなと思っております。今月の27日に 幼稚園のお帰りの時に、精道小学校区の愛護委員さんに幼稚園に来て頂いて、 保護者の方に顔を見ていただいて、こういう愛護委員さんが子どもたちの安全 を守ってくださっていますよ。幼稚園の保護者の方が、小学校にあがられた時 に、また、その保護者がボランティアとして活動をしていただける、保護者を 育てる。そのような事が、幼稚園の大きな仕事かなとも思っております。

2月3日に青少年愛護センターが開催された研修会にも参加させて頂いて、スマホ依存について「スマホ依存は小学生や中学生の子どもではなく、実は大人なんですよ」とすごくおしゃられていました。今の幼稚園の保護者の方を見ていると、スマホを必ず手に持って来られる姿を見ています。幼稚園の小さな子どもたちは親のスマホをしている姿を見て、ごく普通に見て育っています。はっとしています。教育トークにも参加しますと小中学校のその話が出ておりました。幼稚園でも保護者からスマホの教育をしていく事が大事ではないかと思いましたので、幼稚園で私たちが子どもを預かっている間にでも、スマホに関する啓発の研修会が必要ではないかと思いますので、PTAかまた、青少年愛護センター等でも研修会をして頂くことが出来ないものか、検討して頂くように出来ないかなと思います。その研修会に参加して頂き、保護者にもスマホは便利な事もありますが、こんな怖い事もある事も知って頂き、子どもが日頃その姿を見ていることも知って頂けたら出来ないかなとも思っております。よろしくお願いします。

(新井野委員長) ありがとうございました。次に小学校長会代表の谷川委員にお願い致 します。

(谷川委員) 小学校長会の代表と言うよりも自分の学校の事しか言えませんが、先ほど から説明もありましたが、学校にPTAがあり、その中に愛護部があります。 それぞれで登校の見守りであるとか、日常生活の中で見守りをされていること について報告をしていただいております。それに従って学校も同じように学校 の全校集会であるとか、日々起こるような危険な個所について注意し、その日 の行事や出来事について、子どもたちの行動も把握して、大人もきちっとした 対応をしていく事を日頃からしております。学校から帰ると家庭に戻ってから になりますので、下校時ですと子どもたちが通るところで、帰りの時間に合わ せて皆さん顔を見せてもらい、見守ってもらっています。何人の方が実際に見 守っているのか知りませんが、朝の登校につきましても同じようにPTAの愛 護部の方と一緒に愛護の方も見守りをしてくださいます。5コースか,6コー スくらいあると思いますが、私たちも同じように日々コースを変えて、子ども の登校の姿を黄色い旗を持って確認をしております。川西町の方では毎日ボラ ンティアの方が,信号機のところにも立って頂いております。お母さんなどは 本当に自主的に見守りをやって頂いております。そのような皆さん方全員にい

つもお世話になっているのが実態です。学校でも携帯電話で「ミマモルメ」と 言うのか、メールで見守る事をしております。いろんな事案がメールで送られ てきます。変質者が出たとかいろんな事が送られてきます。芦屋市内すべてを 見守ることは出来ませんが、校区内でのいろんな所で起きた事を周知すること になります。

学校ではいろんな行事がありますので、例えば「明日は修学旅行で6年生はおりませんので、班長さんがいないので5年生以下を見守って下さいです」とか、行事に合わせて事前に連絡をするとかご協力をしていただきます。協力ばかりではいけませんので、学校としましても月に1回ぐらいですが、教師も子どもたちとの向き合う時間を大切にすると言う事で、朝早くから教室に行って子どもとも接しております。なかなか登校時に子どもたちと向き合う事は難しいところもあります。せめて月に1回は北側と南側に分けて、近くの通学路での見守りをして、そのような事もしております。地域での見守りもありますので、地域については愛護部の方に見ていただくようにしていますので、学校の集会に出て、注意事項をみんなで聞いてから、下校を一緒にして頂いております。子どもたちとその担当のお母さん方が顔見知りになって頂くようにしています。

先ほどからスマホについてですが、サミットもございましたが、土曜参観の時に4年生から6年生にかけて、授業参観が終わった頃に保護者の方に体育館に集まって頂き、講演会と題してスマホなどの講習会も開催します。子どもたちはゲームから利用しますので、スマホは持っていますが、ゲームの話から入ると、持っている人などを聞くと沢山手が挙がります。その後で保護者のお母さん方がスマホを触りながら、親御さんも話を聞くので少しは浸透していくのかな、と思っております。打出教育文化センターでスマホサミットを開催しておりましたが、精道小学校でも小学校版と言えばいいのでしょうか、少しておりましたが、精道小スマホサミットも開催しています。そのことをスローガンにしていけば、だんだんと浸透して良いのではないかと思っております。事案が増えることに検討し、内容については中身のある研修になおります。事案が増えることに検討し、内容については中身のある研修になるかります。事業が増えることに検討し、内容については中身のある研修になるかります。実際に手に持ってこうしてくださいとスマホの説明をしていかないと、フィルターを掛けてくださいだけでは分かりにくいです。具体的な指導が、かなり有効にはなるのかなと思っています。

いじめ防止の件については、それぞれの学校の課題になりますので、神経を使うところではあります。いじめに関するアンケートの実施は学期ごとに1回は必ずしています。細かいアンケートになりますと「子どもたちも、答えを出してくれるのか」と言う事になりますので、時間的な事と、実際に子どもたちもアンケートが嫌な子どももおりますので、出来るだけ簡単にして、困った事がありますか。「ある・ない」で聞きます。「ある」と書いた子どもには具体的に「どのような事で困っているのか」を聞くようにしています。勉強なのか、自分の体の事なのか、それとも友達の事なのかを聞くようにしています。大雑把に拾う事が出来るので、今度は「次に聞き取り」です。市教委でもいじめに

関する事を拾うようにありますので。友達に関する事なのか、いじめについてなのかを認知していくのですが、今まででしたら、本当に聞いてみて「いじめ」だけを認知したら、件数にあげていましたが、そのような事から認知件数も増えていますが、学校としましても、まずは「聞く事が大切」です。「聞き取りをして」安心できます。そう言う事でアンケートでは、すべてを知ることになりませんので、子どもから「よく話を聞き取っていくところから」繋がりを持つ状況があります。学校ではこのような事を地道に続けている状態があります。以上です。よろしくお願いします。

(新井野委員長) ありがとうございました。中学校長会代表から今村委員にお願いした いと思います。

(今村委員) こんにちは。今村です。芦屋市内の中学校は3中学校ですが、子どもの不 安定さは、家庭が不安定である事から来ているところもあるようにも思います ので, 先ほども芦屋警察生活安全課の高橋課長からもお話がありましたように, 保護者が子どもをきちんと見ていく事が大事ではないかと思います。家庭にお いて見ていかないと、中学生だからか、自分の生活の面倒を見きれない状況が あるのか、DVとかがあるので、特にご両親がうまくいかなかったら、子ども にあたるとか、子どもが不安定になる事が多いです。中学校でも自分たちだけ では、どうしようもないので、児童相談所であるとか、西宮の家庭相談センタ ーであるとか,警察にも相談をしに行きます。いろいろな力をお借りしながら, 子どもたちが安定して, 学校に行けるようにしています。学校だけでは難しい 状況もあります。それだけではなく、親御さんも子どもたちと、うまくコミュ ニケーションが取れないこともあり、話をしたつもりで、子どもの顔を見て話 をすることが出来ていないとき、せめて電話だけでも、声を聞くとその感覚も 分かるので,その辺からも子どもさんとうまく通じないのか,心が見えない状 況が、あるのではないのかなと思います。今日も3年生は私立の入試がある試 験日なので,これから先は子ども達も,自分たちで自立して考えていく事が必 要ですが、その手立てを、保護者の方と、うまく出来ている家庭は良いのです が、保護者の方が向き合えなかったりすると、子どもの方がガタガタしてしま います。将来,「僕はこうしていく」,「私はこうしていきたい」と言う事が 出来ると自立も出来るので良いのですが、そうするとうまくいくのではないか と思います。学校の方では声を掛けていく事で、中学校で義務教育は終わりで すので、自立して自分で考えて、生きていく事が出来るようにしていく事が大 事ではないかと思いますので。手伝い過ぎず、自立して自分で出来るようにし ていく事を大事しながら、学校としても保護者に寄り添い、お話を聞き、困っ ている事を共感しながら解決していくように、補完をしながらしていく事をし ております。

青少年愛護センターに若者相談センター「アサガオ」がありますが、このように相談が出来るような窓口や場所があれば、子ども達の為になると思っております。だいたいはそんなところです。以上です。有難うございました。

- (新井野委員長) ありがとうございました。青少年育成愛護委員会の大塚委員にお願い 致します。
- (大塚委員) いつも有難うございます。日々の見守り活動については、愛護班通信にもありますように穏やかに子どもたちは落ち着いていると思っております。この中で先ほど所長からも報告がありましたが、公園緑地課の方が市民からアンケートを取りながら、多世代での公園の使用方法について、今検討をしていただいているところで、今後この事を期待しております。その中でスマホやインターネットについての、愛護委員として研修を受けています。幼少期からまた小さい頃から簡単にスマホの操作をしはじめている子ども達の、現在において社会全体のシステムを考えていく事が大事ではないかと思っております。

最近「子ども達が石を投げて遊んでいた」とか、「車に乗っている人に何か言っていた」とか、なんでも「愛護さん何とかして欲しい」と言ってこられることがあります。学童保育やキッズスクエアの下校見守りにおいても、愛護委員に委ねることなく『自分の子どもは、自分で育てる』という意識を保護者の皆さんが改めて感じてもらいたいと思います。

今年度,青少年愛護センターの職員の皆さんには,少ない人数体制でも愛護委員の話を沢山聞いて頂き,有難うございます。私たちも新たな気持ちで,取り組んでいます。引き続き来年度も頑張っていきたいと思っておりますので,よろしくお願いします。

一つお願いがあります。センターに電話しても3人さん共にいらっしゃらない時、呼び出し音だけで、すんでしまう事が何回かありました。家庭電話でしたら伝言システムで対応してくれる事があります。ただ、呼び出し音が鳴るだけでは、相談業務を担って頂く所でもあるわけで、相談者にとって勇気を持ってやっと電話しても伝える事が出来なかった時の落胆は大きいと思います。家庭にある機能電話にしていただければと思いました。是非、宜しくお願い致します。

- (新井野委員長) ありがとうございました。それでは最後になりましたが芦屋市育成愛 護委員の方から牧野委員にお願いします。
- (牧野委員) 愛護委員の任期は毎年6月からですので、この時期には学校のPTAから推薦された愛護委員の方も、だいぶ慣れてこられまして、地域で「気づく目」を持って町を見守って下さっています。それから、校区ごとに班集会を持っております関係上、地域の実態にあった活動が大事ではないかと考えております。宮川小学校の場合はPTAの愛護部とも連携しておりまして、校外児童会にも参加させて頂くようにしております。今の子どもの実態について、保護者も知っておくことが大事ではないかと思っております。キッズスクエア等についてもボランティアとして愛護委員さんにもご協力して頂いていますが、地域にお

られる方にもご協力を頂く事も大事で、愛護委員以外の方にも協力を求めております。愛護委員をおやめになった方からも、子どもたちの色々な情報と言いますか、声を聞くことが出来るのが非常に良いのではないかと思います。事業については、大久保所長から報告いただきましたので割愛させていただきます。愛護協会も来年度で40周年を迎えることになっております。皆さんご協力をよろしくお願い致します。有難うございました。

(新井野委員長) ありがとうございました。全体的に委員の方からのご意見を頂きましたが、意見等で補足がありましたらお願い致します。

予定しておりました時間も,少し過ぎております。それでは事務局にお返し します。

(事務局) 新井野委員長には、長時間に渡りスムーズに議事を進めていただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様にも色んな貴重なご意見を聞かせていただきました。それを基にして、これからも運営していくようにしていきます。

来年度の事でありますが、開催を7月の下旬あたりを目途にして、開催を予 定したいと思っております。

新年度になってからですが、委員の皆さんの変更もあるかもしれませんが、 詳しい日程につきましては、改めてご連絡をさせていただきます。これで終わ りたいと思いますので、最後に芦屋市教育委員会社会教育部

川原部長に閉会のあいさつをお願いします。

(川原部長)本日は、お忙しいところを運営連絡会の為に貴重な時間を賜り、本当に有難 うございました。委員の皆様からの活動報告で、いろんな機関が関わりながら 各方面から重ねて子ども達を見守って頂く事の大切さを知り、改めて活動を知 る機会になっております。芦屋市の安心安全なまちづくりは、すべての人にと って暮らしやすい、まちづくりになると思います。引き続き、この青少年愛護 センターの運営に、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。ありが とうございました。 (終了)